

議案第8号

公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程を次のように定める。

公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程

令和 年 月 日
規程第 号

(公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部改正)

第1条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の120、」に改め、「100分の67.5」の下に「、」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を加える。

第26条第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100」に改め、同条同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の47.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

事務職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			

53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600	382,500			
95		296,200	344,100	382,900			
96		296,600	344,500	383,300			
97		296,800	344,700	383,600			
98		297,100	345,100	384,100			
99		297,500	345,500	384,500			
100		297,900	345,800	384,900			
101		298,100	346,100	385,200			
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				

109			300,500	349,500						
110			300,900	349,900						
111			301,300	350,200						
112			301,600	350,500						
113			301,800	351,000						
114			302,000							
115			302,300							
116			302,700							
117			302,900							
118			303,100							
119			303,400							
120			303,700							
121			304,100							
122			304,300							
123			304,600							
124			304,900							
125			305,200							
再雇用職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、教授、准教授及び講師以外の職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教員職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
再雇用 職員以 外の職 員	1	290,700	335,600	410,200
	2	293,300	338,500	412,500
	3	295,700	341,500	414,600
	4	298,000	344,500	416,700
	5	300,300	347,400	418,600
	6	302,600	349,800	421,000
	7	304,700	352,300	423,200
	8	306,900	354,700	425,500
	9	309,200	357,200	427,200
	10	311,600	359,800	429,700
	11	314,000	362,400	431,900
	12	316,400	365,200	434,100
	13	318,700	367,800	435,500
	14	320,700	369,500	437,700
	15	322,700	371,700	439,900
	16	324,400	373,900	442,200
	17	326,400	375,600	444,300
	18	328,200	377,600	446,600
	19	330,000	379,600	448,800
	20	331,700	381,400	451,100
	21	333,100	383,200	453,100
	22	335,500	384,700	455,400
	23	337,600	385,900	457,800
	24	339,800	387,100	460,100
	25	341,600	388,200	462,100
	26	343,500	389,900	464,200
	27	345,600	391,600	466,300
	28	347,700	393,300	468,400
	29	349,600	395,000	470,400
	30	351,500	396,600	472,700
	31	353,300	398,000	474,900
	32	355,000	399,300	476,800

33	356,900	400,900	478,700
34	358,500	402,500	480,800
35	360,000	404,000	483,000
36	361,400	405,700	485,000
37	362,800	406,800	487,100
38	364,800	408,300	489,100
39	366,700	409,800	491,000
40	368,400	411,000	492,900
41	370,100	411,900	494,900
42	371,900	413,500	496,800
43	373,500	415,000	498,500
44	374,900	416,600	500,400
45	376,600	417,900	502,300
46	378,300	419,400	504,100
47	379,800	420,800	505,900
48	381,300	422,300	507,700
49	382,800	423,600	509,400
50	384,400	424,800	511,100
51	385,900	426,100	512,900
52	387,500	427,300	514,800
53	388,600	428,000	516,300
54	390,100	428,900	517,900
55	391,500	429,800	519,600
56	393,100	430,700	521,200
57	394,400	431,500	522,800
58	395,800	432,400	524,100
59	397,100	433,300	525,400
60	398,400	434,100	526,600
61	399,600	434,800	527,800
62	401,000	435,700	528,800
63	402,400	436,700	529,800
64	403,800	437,600	530,800
65	404,800	438,500	531,400
66	405,900	439,400	532,300
67	406,900	440,400	533,200
68	408,000	441,300	534,100
69	408,900	442,300	535,000
70	409,700	443,300	535,800
71	410,500	444,200	536,500

	72	411,200	445,200	537,000
	73	411,900	446,200	537,700
	74	412,800	447,100	538,200
	75	413,600	448,000	539,000
	76	414,300	449,000	539,600
	77	414,900	449,800	540,100
	78	415,300	450,300	
	79	415,600	451,000	
	80	415,900	451,600	
	81	416,200	452,400	
	82	416,500	453,100	
	83	416,700	453,400	
	84	417,000	454,000	
	85	417,200	454,400	
	86	417,500	454,700	
	87	417,800	455,000	
	88	418,100	455,300	
	89	418,300	455,600	
	90	418,600		
	91	418,900		
	92	419,200		
	93	419,400		
	94	419,700		
	95	420,000		
	96	420,300		
	97	420,500		
	98	420,800		
	99	421,100		
	100	421,300		
	101	421,500		
	102	421,800		
	103	422,100		
	104	422,300		
	105	422,500		
再雇用 職員		294,800	316,800	401,000

備考 この表は、教授、准教授及び講師に適用する。

第2条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120、」を「100分の122.5」に、「100分の67.5、」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第26条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100」を「100分の97.5」に改め、同条同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の46.25」に改める。

(公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部改正)

第3条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程(平成21年規程第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の120」を「100分の120、」に改め、「100分の162.5」の下に「、」と、「100分の125」とあるのは「100分の167.5」を加える。

第4条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の120、」を「100分の122.5」に、「100分の162.5、」と、「100分の125」とあるのは「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年〇〇月〇〇日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学職員給与規程(次項において「改正後の給与規程」という。)の規定は令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の内払いとみなす。

公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部改正について

【令和5年度人事院勧告及び青森県人事委員会勧告による給与改定等】

1 改正趣旨

人事院勧告（令和5年8月7日実施）及び青森県人事委員会勧告（令和5年10月6日実施）を勘案して、青森県及び青森市の対応に準じ、本学においても給料月額や期末・勤勉手当の支給率の引上げなど、所要の改正を行うもの。

2 主な給与改定のポイント

- (1) 初任給及び若年層に重点を置きながら全年齢層の給料月額を引上げ。
- (2) 期末・勤勉手当の支給月数について、年間0.10月の引上げ。
- (3) 役員の期末手当の支給月数について、年間0.05月の引上げ。

3 具体的な規程の改正内容

- (1) 給料表の引上げ
→ 別表第1及び別表第2のとおり
- (2) 期末・勤勉手当の支給月数
→ 下表のとおり
- (3) 役員の期末手当の支給月数
→ 下表のとおり

令和5年度

(単位：月数)

区分	手当名	6月期	12月期	年計	前年度比
職員 (第1条)	期末	1.200	1.200 → 1.250	2.400 → 2.450	+ 0.05
	勤勉	0.950	0.950 → 1.000	1.900 → 1.950	+ 0.05
再雇用職員 (第1条)	期末	0.675	0.675 → 0.700	1.350 → 1.375	+ 0.025
	勤勉	0.450	0.450 → 0.475	0.900 → 0.925	+ 0.025
役員 (第3条)	期末	1.625	1.625 → 1.675	3.250 → 3.300	+ 0.05

※該当する職員はいないが、再雇用職員の規定も併せて改正

令和6年度以降

(単位：月数)

区分	手当名	6月期	12月期	年計	前年度比
職員 (第2条)	期末	1.200 → 1.225	1.250 → 1.225	2.450	—
	勤勉	0.950 → 0.975	1.000 → 0.975	1.950	—
再雇用職員 (第2条)	期末	0.675 → 0.6875	0.700 → 0.6875	1.375	—
	勤勉	0.450 → 0.4625	0.475 → 0.4625	0.925	—
役員 (第4条)	期末	1.625 → 1.650	1.675 → 1.650	3.300	—

4 施行期日

[令和5年度に係る改正] 決裁日 (適用日：令和5年4月1日)

[令和6年度以降に係る改正] 令和6年4月1日

5 影響額

給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の引上げに係る影響額

→ 約5,665千円の増

6 今後の予定

令和6年1月31日(水) 対象者へ差額支給

○第1条関係

公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）新旧対照表

・令和5年度に係る改正

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120、</u>」とあるのは「<u>100分の67.5、</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1（事務職員給料表）・・・・・・全改 別表第2（教員職員給料表）・・・・・・全改</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1（事務職員給料表） 別表第2（教員職員給料表）</p>

○第2条関係

公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）新旧対照表

・令和6年度以降に係る改正

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120、</u>」とあるのは「<u>100分の67.5、</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の46.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

○第3条関係

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（平成21年規程第33号）新旧対照表

・令和5年度に係る改正

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「給与規程適用職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「<u>100分の120、</u>」とあるのは「100分の162.5、<u>」と、「100分の125」</u>とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別段に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「給与規程適用職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の162.5 _____」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別段に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>(略)</p>

○第4条関係

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（平成21年規程第33号）新旧対照表

・令和6年度以降に係る改正

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「給与規程適用職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別段に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「給与規程適用職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「<u>100分の120、</u>」とあるのは「<u>100分の162.5、</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別段に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>(略)</p>